

輪島市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月25日（水） 農林水産課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○激増するイノシシ対策として、補正予算等で対処しながら様々な施策を講じていることは評価するが、対応が十分とは言えない現状も垣間見える。生活圏において人的被害も考えられることから農地関係だけでなく、広く環境保全の立場で対応策を行っていかなければならぬ。他の関係課とも連携しながら、兼務体制ではなく「イノシシ対策専従班」のような組織の設置が必要と思われ、国・県の指導を得ながら輪島市全組織を上げた対応を検討すべきである。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納について

債務者の高齢化・死去などで徵収困難な状況であるが、引き続き債務者にご理解いただきながら滞納額縮小に向け取り組まれたい。また、関係機関に窮状と抜本的打開策を働きかける必要があると考える。